

東はりま夜間休日応急診療センター施設基準

- 明細書発行体制等加算
当センターでは、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。
- 小児科外来診療料
当センターでは、小児科外来診療料を算定しています。
- 地域連携小児夜間・休日診療料1
当センターでは、地域連携小児夜間・休日診療料1を算定しています。
- 外来感染対策向上加算
当センターでは、「外来感染対策向上加算」を算定しております。院内感染予防対策として、必要に応じて以下の通り対応を行っています。
 - ・管理者が中心となり、職員全員で院内感染防止対策を推進します。
 - ・院内感染対策の基本的な考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を定期的実施します。
 - ・新型コロナウイルス感染性など感染性の高い疾患が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保し対応します。
 - ・標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、職員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
 - ・院内感染が発生または疑われる場合は、従業者は速やかに管理者に報告を行い対応します。また、院内のみでの対応が困難な事態が発生した場合、保健所や専門機関と速やかに連携し対応します。
 - ・感染対策に関して近隣医師会や基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。あわせて感染防止の意義、手洗い、マスクの着用などについてご理解とご協力をお願いします。
- 電子的診療情報連携体制整備加算
当センターでは、電子的診療情報連携体制整備加算について以下の通り対応を行っています。
 - ・オンライン請求を行っています。
 - ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
 - ・電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室等で閲覧又は活用できる体制を有しています。
 - ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しています。
 - ・マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声かけ、ポスター掲示を行っています。
 - ・医療DX推進の体制に関する事項および質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、および活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。
- 近畿厚生局長に届出を行った施設基準
当センターでは、厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合し、近畿厚生局長に届出を行って診療をしています。
 - ・電子的診療情報連携体制整備加算
 - ・外来感染対策向上加算
 - ・小児科外来診療料
 - ・地域連携小児夜間・休日診療料1
 - ・明細書発行体制等加算